

## 中部森林学会会則

- 第1条 本会は中部森林学会と称し、森林・林業に関する学術研究活動を通じて、林業および森林科学の発展ならびに環境保全技術の向上に寄与する新たな知見を中部地域から発信することを目的とする。
- 第2条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行なう。
1. 大会の開催
  2. 機関誌「中部森林研究」の発行
  3. その他、目的達成に必要と認められる事業
- 第3条 本会は、中部地域（愛知県、石川県、岐阜県、静岡県、富山県、長野県、福井県、三重県）の研究・教育機関、中部地域に研究活動拠点を置く個人会員、および中部地域の森林・林業に関心を持つ個人会員によって組織する。本会は、機関会員と、以下に定める大会参加者の個人会員ならびに学生会員によって構成される。
- 第4条 本会は、年1回総会と研究発表会からなる大会を開催する。ただし、必要な場合は臨時総会を開くことができる。大会の開催地・開催要領、および機関誌の発行については、別に定める申し合わせに従う。
- 第5条 本会の経費は、大会参加費、その他寄付金等で支弁する。
- 第6条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わるものとする。
- 第7条 本会に以下の役員を置き、機関会員の中からこれを選出する。機関会員は別に定める申し合わせの通りとする。役員の内任期はそれぞれ以下の通りとし、4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わるものとする。任期中に異動があった場合は、任期終了まで役員を継続できるものとする。ただし、会長、副会長の任期は、引き続き4か年をこえてはならない。
1. 会長 1名（任期2年）
  2. 副会長 2名（任期2年）
  3. 常任理事 1名（任期2年）
  4. 理事 20名以内（任期2年）
  5. 大会担当（任期1年）
  6. 主事 若干名（任期2年）
  7. 監事 2名（任期2年）
- 第8条 会長は本会を統括し、会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。会長、副会長は理事の互選により選出する。会長はオブザーバーを必要に応じて選出することができる。
- 第9条 会務を執行するために事務局を設け、常任理事がこの任にあたる。主事は常

任理事が指名し、常任理事の職務を補佐する。事務局の設置機関、任期と職務については、別に定める申し合わせに従う。

第10条 理事は会務執行に関する事項を審議する。監事は、会計および会務執行の状況を監査する。監事は、会長が指名した者がこれにあたる。理事の選出については、別に定める申し合わせに従う。

第11条 会議は第4条にあげる総会と、理事会とする。理事会は、会長、副会長、常任理事、および理事をもって構成し、原則として年2回以上開催する。理事会は定数の過半数の出席をもって成立するものとし、出席者の3分の2以上の同意により議決する。

第12条 理事会は次の事項を審議し、総会に報告する。

1. 事業計画・事業報告
2. 予算・決算
3. 会則の改正
4. 運営体制（役員）
5. その他理事会が必要と認めた事項

(2011年4月1日制定)

(2011年10月21日第2回理事会において改訂)

(2012年6月12日第1回理事会において改訂)

(2013年7月24日理事会メール会議において改訂)

(2015年5月29日第1回理事会において改訂)